令和3年12月13日 第4回埼玉支部評議会

令和4年度保険料率について

令和4年度平均保険料率に関する論点

平均保険料率

《現状·課題》

- ✓ 協会けんぽの令和2年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は4兆103億円で給付費等の5か月分(法定額は給付費等の1か月分)となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
 - 併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと考えている。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって令和 2 年4、5月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和 3 年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和3年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - ・健康保険組合の令和3年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約8割の組合が赤字を計上している。今後、 健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することも考えられること。
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - ・今後、高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

令和4年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

- ▶ 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
 - ※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨:「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考える という立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

《現状·課題》

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際(平成21年9月)及び政府予算案の閣議決定が 越年した場合を除き、4月納付分(3月分)から変更している。

【論点】

▶ 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分(3月分)からでよいか。

令和4年度保険料率に関する埼玉支部評議会における主な意見

3. 令和3年度保険料率に関する評議会での意見(埼玉支部)

1.平均保険料率について

【評議会意見】

- ●埼玉支部としては、平均保険料率10.0%を維持すべきという意見である。※1
 - ※1) 上記意見については、令和3年度保険料率に関する支部意見※2において、

平均保険料率10.0%を維持しつつ、準備金の活用も視野に入れ、将来に備えて加入者の健康づくり等をしっかり進めていくべきという意見を踏襲するものである。

- ※2) 令和3年度保険料率に関する埼玉支部の意見(参考)
- ・コロナ禍の中、経済の見通しが立たず近い将来には準備金を取り崩していくような状況があることを踏まえると、中長期的に安定的に 保険財政を維持していくためには、平均保険料率は維持すべきである。
- ・生活習慣病予防健診の項目追加等により、加入者の健康増進を図ることで医療費の適正化につながり、結果的に保険料率の軽減も 期待できるのではないか。
- ・余剰の準備金について、保険料率の軽減や加入者への還元に充ててほしいところだがその他にもジェネリック医薬品使用促進や 健康づくりに係る啓発活動に充てるなど、有効的な活用を図るべきではないか。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- ●65歳以上になると急激に医療費がかかるようになるが、今の65歳以上は昔よりも活動的である。 今後はそういった現状も見ていくべきではないか。
- ●経済的な成長が落ち込みがちである現状を踏まえて、コンサバに見て平均保険料率10.0%を維持すべきである。

2.保険料率の変更時期について

【評議会意見】

●事務処理手続き上、4月納付分からが慣例となっていること、混乱、事務処理ミス防止の観点からも、これまで通り 4月納付分からで異論ない。

令和4年度保険料率に関する各支部評議会における主な意見

意見の概要(令和3年10月に開催された47支部の評議会中で出された主な意見)

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は

- ・医療費の伸びが賃金を上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中、できる限り平均保険料率10 %を超えないようにということを基本に考えている。
- ・協会の財政について、「大きな変動が限り、中長期に考えていきたい」というスタンスを変えていない。

以上のことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。 意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

1. 令和4年度の平均保険料率について

意見書の提出なし 2支部 (6支部) ※()は昨年の支部数

意見書の提出あり 45支部 (41支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部 (31支部)

② ①と③の両方の意見のある支部 10支部 (5支部)

③ 引き下げるべきという支部 4支部 (2支部)

④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) 0支部 (3支部)

2. 保険料率の変更時期について

4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし

運営委員会(11月26日) 本部 中島企画担当理事発言(抜粋)

準備金の在り方について

「(略) そして多くの意見、また、評議会の皆様方からの意見でございます。いわゆる準備金がかなり積みあがってきていることを念頭に目に見える形で被保険者の健康づくりに活用するような事業の充実というものが考えられないかということについては、先般の運営委員会でもご意見をいただきましたところでございますので、現在、本部において、いくつかのメニューというのを考えさせていただいているところでございます。ある程度の項目が整理された段階でこの運営委員会においてもご報告し、また、ご意見を賜るような機会ができればと考えておりますので宜しくお願いいたします。」

令和4年度保険料率に関して運営委員会(令和3年11月26日開催)で出されたご意見

1. 平均保険料率

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はない。準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業者が健康経営に取り組み、被保険者である従業員が、心身ともに健康な状態で働くことで、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できる。
- 支部評議会の意見で、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているのは、将来的な負担増を考えての消極的な賛成に見える。今までのように中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置く、との議論だけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。

本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、 しっかりと受け止めて検討することが必要である。また、このような検討を行うには、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考え る。被保険者に協会けんぽのいびつな財政構造を知っていただき、協会けんぽの運営に興味を持ってもらい、声を出してもらうことが重 要であるため、今まで以上に被保険者に周知広報してもらいたい。

被保険者の声を集めて、協会けんぽが今後どのようにあるべきなのか、国民皆保険が維持できるのか、どこまで保険料率の負担ができるのか、など大きな視点で政府に要望していくことが必要な時期にきているのではないか。

- 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたいところだが、一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後コロナ感染の再拡大や大規模災害がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことを踏まえ、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持し、将来的な保険料の引き上げにつながらないようにすることが重要である。国庫負担については、各支部の評議会で、多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積みあがっている中で、加入者への還元策としての更なる保健事業の充実を何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。
- 平均保険料率が頻繁に変動するようなことがあると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを買いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考える。

準備金の残高がかなり積みあがっていることも確かであり、支部評議会の意見でも加入者への還元、という意見が出ている。被保険者としては、身近な適用関係で、例えば被保険者証の発行が早くできるようになれば、還元を実感できる。また、法定準備金の積立額の1か月分は妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

令和4年度保険料率に関して運営委員会(令和3年11月26日開催)で出されたご意見

■ 被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために財政基盤を確保する必要性は理解できることから、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットの観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。 1点目は、被保険者・事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。 2点目は、被保険者・被扶養者の健康増進のための様々な事業を行うことで、今後も10%を超えないようにしていただきたい。

また、積み上がっている準備金残高について、上限をどう考えるか。単年度財政の仕組みである健康保険財政において、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは運営委員会の役割ではないか。引き続き運営委員会において、保険料率と準備金残高の在り方について検討を行っていただきたい。

- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だと思うが、今後のことを考えると10%維持が妥当。 準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金の在り方や還元策を含めて議論いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている中では、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが、事業主の立場に立っても望ましいと考える。

準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。準備金を工夫して使って加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められている。そのための検討・議論を早急にすべきである。

■ 事業主の方々、加入者の方々が保険料率10%の維持をやむなし、と考える大きな要件の一つとしてシミュレーションの結果がある。 数年後に準備金が枯渇するというシミュレーションを前提として、保険料率10%維持が認められている。このシミュレーションが過去に照らし合わせて実態に合っていたのかどうか、を確認して示すことも大事。シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

2. 保険料率の変更時期

■ 令和4年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。